別表第一　（第九条、第四十条関係）

区分	方法	要領	判定
ブルセラ病（牛の場合）	1　急速凝集反応法による検査 検査の反応が陰性でない場合には、2の検査を行う。 2　酵素免疫測定法（以下「エライザ法」という。）による検査 3　剖検、病理組織検査及び細菌検査 4　1から3までの検査以外の検査 一　疫学的検査 二　臨床検査 三　その他必要と認める検査	1　急速凝集反応法の場合 生物学的製剤（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けて製造販売をされたものに限る。2において同じ。）を用いて判定すること。 2　エライザ法の場合 ブルセラ・アボルタスに対する抗体を検出する生物学的製剤を用いて判定すること。 3　ブルセラ病の疑似患畜の判定をした日に当該疑似患畜と同じ農場で飼養されている牛（当該疑似患畜と判定するに至つた急速凝集反応法による検査を当該疑似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、急速凝集反応法による検査を行うこと。 4　患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（3の牛に該当する牛を除く。）については、エライザ法による検査を行うこと。 5　急速凝集反応法による検査に代えてエライザ法による検査を行うことができる。	1　細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるものは、ブルセラ病の患畜とする。 2　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の疑似患畜とする。 一　エライザ法による検査（要領の欄4及び5のエライザ法による検査を除く。）の反応が陽性であるもの（1に該当するものを除く。） 二　方法の欄の4の検査によりブルセラ病にかかつている疑いがあると診断できるもの 3　1及び2に該当しないものは、ブルセラ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。

別表第一　（第九条、第四十条関係）

区分	術式	要領	判定
ブルセラ病（牛の場合）	1　急速凝集反応法による検査 一　検査の反応が陽性である場合には、2の検査を行う。 二　診断に用いる抗原は、ブルセラ急速診断用菌液とする。 2　酵素免疫測定法（以下「エライザ法」という。）による検査 3　補体結合反応検査 一　エライザ法による検査の反応が陽性である場合に実施する。 二　診断に用いる抗原は、生理食塩液でブルセラ補体結合反応用可溶性抗原の原液を二単位となるように薄めたものとする。 4　1から3までの検査以外の検査（ただし、三の検査は、必要と認める場合に行えばよい。） 一　疫学的検査 二　臨床検査 三　細菌検査	1　急速凝集反応法の場合 一　二十度から三十度までの温度の下において、ガラス平板上に血清〇・〇四ｃｃ及び〇・〇二ｃｃを置き、これらにそれぞれ急速診断用菌液〇・〇四ｃｃを混和して五分を経過するまでの間における凝集の程度により判定すること。 二　一の混和液の全てが凝集しないもの及び一の混和液のうち血清〇・〇四ｃｃとの混和液が凝集し、血清〇・〇二ｃｃとの混和液が凝集しないものは、これを陰性とすること。 2　エライザ法の場合 一　保存液の除去後、ブルセラ病診断用抗原を固相化した検査用プレート（以下「ブルセラ診断プレート」という。）に、血清希釈用液で所定の倍率に希釈した指示血清及び被検牛血清を分注した後、密封し、三十分間二十度から三十度までの温度で感作すること。 二　一により感作したブルセラ診断プレートを洗浄液で三回洗浄し、これに洗浄液で所定の倍数に希釈した二次抗体溶液を分注した後、密封し、三十分間二十度から三十度ま	1　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜とする。 一　エライザ法による反応が陽性であり、補体結合反応検査による反応が陰性でないもの 二　細菌検査においてブルセラ病の病原体が認められるもの 2　エライザ法による反応が陽性であるもの（1及び3の三に該当するものを除く。）は、ブルセラ病の疑似患畜とする。 3　次のいずれかに該当するものは、ブルセラ病の患畜又は疑似患畜でないものとする。 一　急速凝集反応法による反応が陰性であるもの 二　エライザ法による反応が陰性であるもの 三　補体結合反応検査による反応が陰性であるもの